

高所作業車 講習基本時間割

学科

科目	範囲	時間
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	高所作業車(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条第15号の高所作業車をいう。以下同じ。)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	5時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

実技

科目	範囲	時間
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	6時間

講習時間

講習内容	開始時間	終了時間
E	8:30	11:40
学	8:30	17:45～学科試験終了まで
実	8:30	15:20～実技試験終了まで

※人数、天候等の理由で時間が前後する場合がございます。